

【概要版】

石巻市高齢者福祉計画・
第9期介護保険事業計画

【令和6年度～令和8年度】

令和6年3月

石 巻 市

目 次

1 計画の基本的事項	1
2 高齢者を取り巻く現状と課題	4
3 計画の基本的な考え方	10
4 施策の展開	16
5 介護保険事業の推進	24

1 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本市では、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「石巻市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」において、基本理念である「共に支え合い、生きがいと役割を持って、健やかに安心して暮らせるまち」の実現に向け、高齢者が自らの能力と活力を十分に発揮し、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる地域社会の構築を行ってきました。

この計画は、第8期計画の取組を継承しつつ、目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにするために策定したものです。

2 踏まえるべき背景や動向など

本計画の策定にあたっては、これからの社会保障や地域包括ケアシステムの充実、認知症施策の推進、介護人材の確保及び育成、近年の社会潮流を踏まえ、本市の現状と課題を整理し、検討を行っています。踏まえるべき背景や動向には次のようなものが挙げられます。

(1)地域包括ケアシステムの充実

(2)認知症施策の推進

(3)介護人材の確保と育成

(4)新型コロナウイルス感染症が与えた影響と回復に向けた取組

3 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

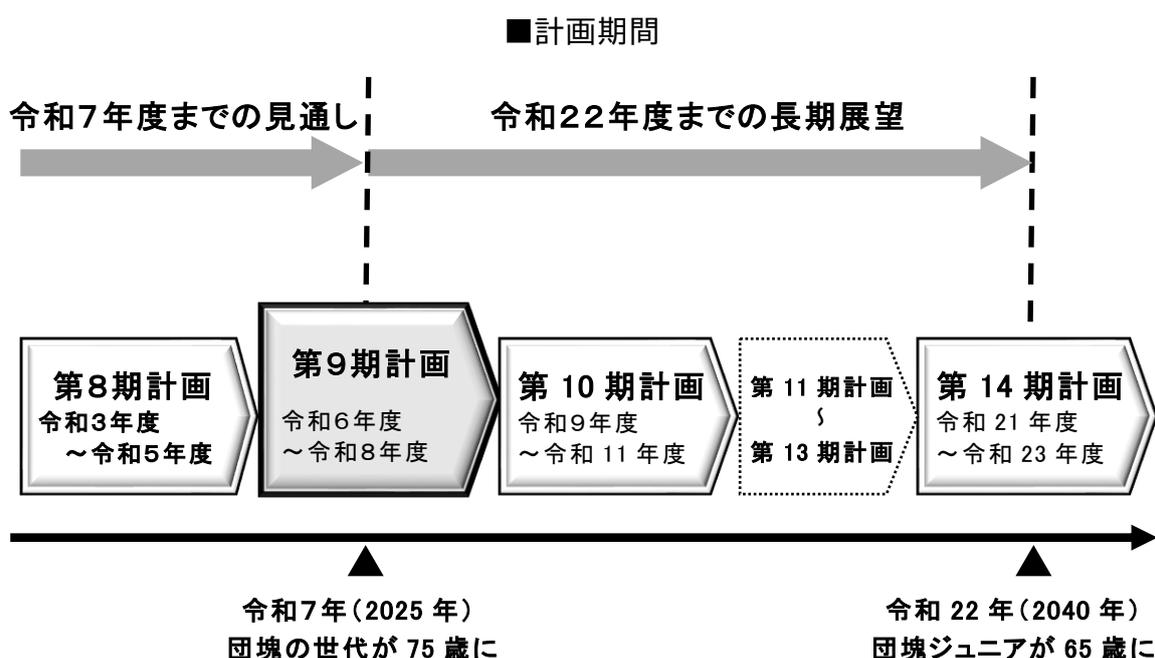
本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項の規定に基づく市町村介護保険事業計画として一体的に策定したものです。

(2) 関連計画との調和

本計画は、本市のまちづくりの基本計画である「石巻市総合計画」の部門別計画として位置づけ、基本指針をはじめ、宮城県の「宮城県地域医療計画」、「宮城県医療費適正化計画」、「宮城県高齢者居住安定確保計画」等の内容を踏まえた上で、本市の保健福祉施策を統括する「石巻市地域福祉計画(第4期)」、分野別計画である「第2次石巻市健康増進計画」、「石巻市第4次障害者計画」、「石巻市第7期障害福祉計画」等高齢者福祉に関わりのある諸計画との整合性を図りながら策定しています。

4 計画期間

本計画は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年(2025年)とともに、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる令和22年(2040年)を見据えつつ、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間としますが、次期計画以降については、社会情勢の変化等を的確に捉え、状況に応じた計画の見直しを図っていきます。



5 計画策定の体制

(1)石巻市介護保険運営審議会による審議

石巻市介護保険条例(平成17年石巻市条例第165号)第14条の規定に基づく市長の諮問機関である「石巻市介護保険運営審議会」において、計画内容についての審議を行いました。

(2)アンケート調査の実施

高齢者の生活状況や支援ニーズ及び石巻市の介護(予防)サービス提供事業者の現状や今後の展望などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。(詳細は、「石巻市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定調査結果報告書」を参照。)

■調査実施概要

調査対象者	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(一般高齢者・要支援認定者) 石巻市に住所を有する65歳以上で、要介護認定を受けていない方から圏域別は無作為抽出 ②在宅介護実態調査(要支援・要介護認定者) 在宅で生活している要支援・要介護認定者のうち、認定の更新申請・区分変更申請をした方 ③施設入所者調査(要支援・要介護認定者) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)及び特定施設入居者生活介護(サービス付き高齢者向け住宅やケアハウス等)を利用する要支援・要介護認定者から無作為抽出 ④介護サービス提供事業者調査 石巻市に所在する介護(予防)サービス提供事業者
調査方法	①③④郵送配付－郵送回収 ②認定調査員の訪問による聞き取り調査
調査期間	①③令和5年2月～3月 ②令和4年8月～令和5年3月 ④令和5年5月～6月

(3)パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを令和5年12月～令和6年1月に実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

6 計画の進行管理

本計画に掲げた施策を達成するため、保険者機能強化推進交付金の評価指標等も活用しながら、進捗状況の点検及び達成状況の評価を行い、計画を推進します。

2 高齢者を取り巻く現状と課題

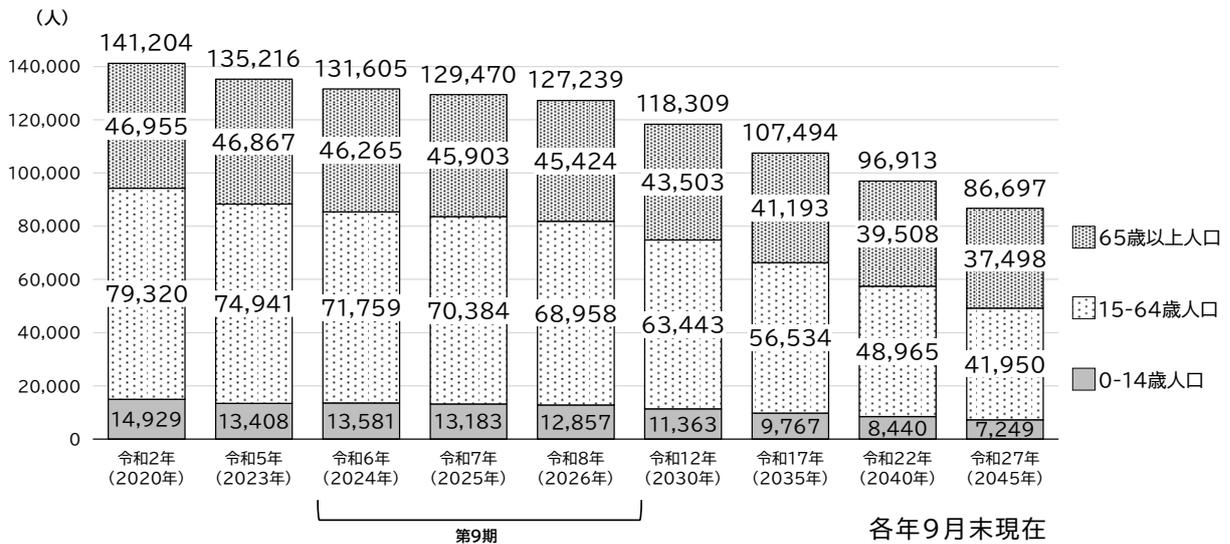
1 人口の推移

(1)人口の推移

本市の総人口は減少傾向で推移し、長期的に継続すると見込まれます。

年齢3区分のいずれも減少し、構成比が大きく変化することはないと見込まれ、65歳以上人口が占める割合(高齢化率)は35～38%台で推移したのち、令和22年(2040年)には40%を超えると見込まれます。

■人口推移



※令和2年、令和5年は住民基本台帳人口。

※令和6年以降は「国立社会保障・人口問題研究所 平成30年推計」を基に推計。

(2)人口の変化率

本市の高齢化率は令和22年(2040年)に40%を超える見込みですが、その中でも介護ニーズの高い85歳以上の比重が高まる一方で、担い手となる世代が顕著に減少することが懸念されます。

■人口の変化率

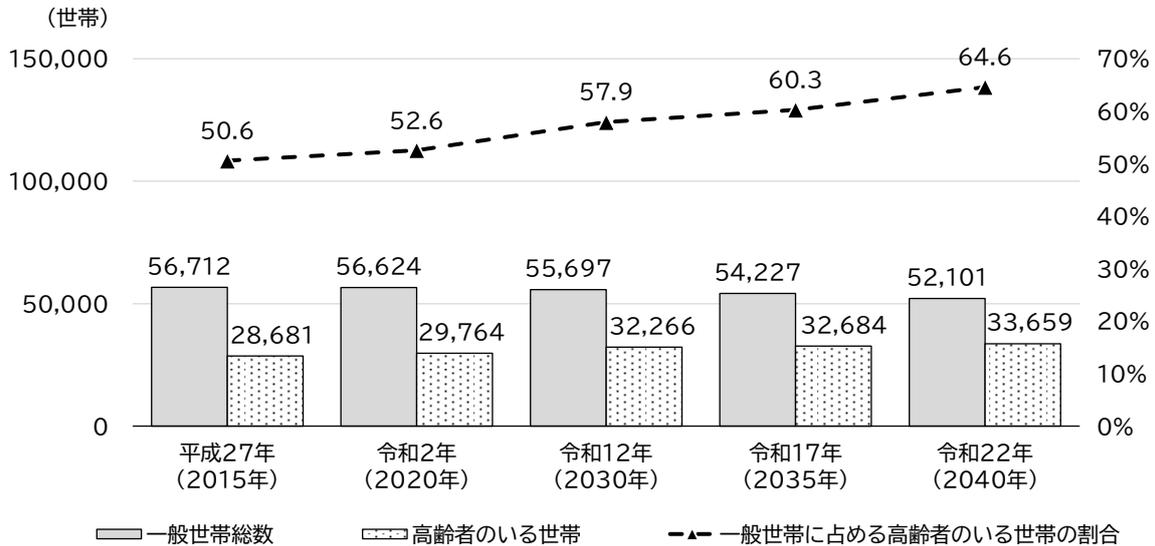
	令和5年(2023年)	令和8年(2026年)	令和12年(2030年)	令和22年(2040年)	令和27年(2045年)	2023年 ↓ 2045年 変化率
総人口	100.0%	94.1%	87.5%	71.7%	64.1%	▲35.9%
0-14歳	100.0%	95.9%	84.7%	62.9%	54.1%	▲45.9%
15-64歳	100.0%	92.0%	84.7%	65.3%	56.0%	▲44.0%
65歳以上	100.0%	96.9%	92.8%	84.3%	80.0%	▲20.0%
うち75歳以上	100.0%	100.6%	101.6%	91.2%	84.4%	▲15.6%
うち85歳以上	100.0%	102.8%	102.7%	115.4%	106.3%	6.3%

第9期最終年

2 世帯数の推移

本市の「一般世帯総数」は、長期的に減少傾向で推移する一方で、「高齢者のいる世帯」は、当面、一貫して増加するものと見込まれます。

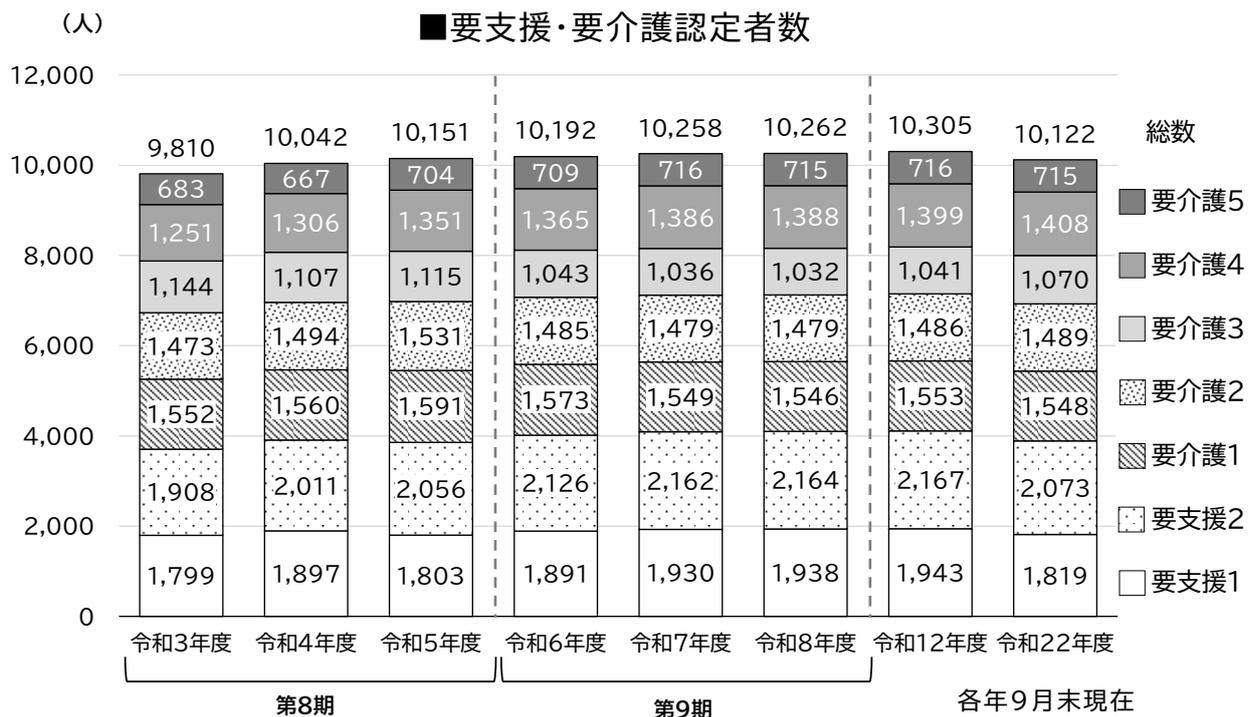
■一般世帯総数及び高齢者のいる世帯数の推移



※平成27年、令和2年は国勢調査、他は独自推計。各年9月末現在。

3 要支援・要介護認定者の状況

直近の認定率の状況が今後も継続すると仮定した、第9期計画期間中の認定者数は、令和6年度には10,192人、令和7年度には10,258人、令和8年度には10,262人になり、10,200人台で推移するものと見込まれます。



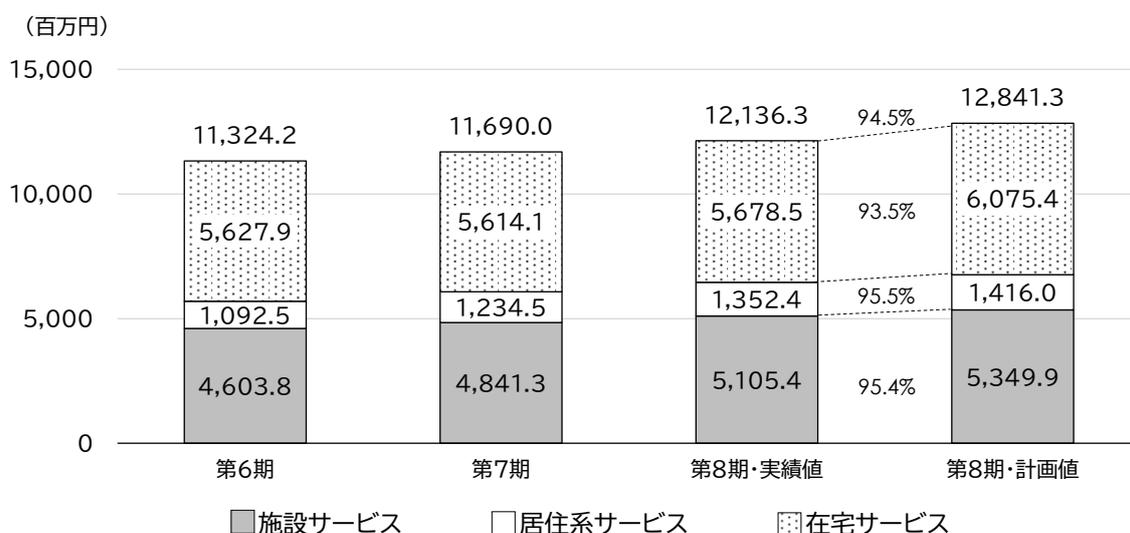
※「地域包括ケア見える化システム・将来推計」により作成。

4 介護保険事業の状況

給付費について、第6期から第8期の各期年度平均値をみると、第6期の約113.2億円から第7期に約116.9億円、さらに第8期には約121.4億円に増加しました。

また、第8期の実績値は、給付費全体の計画値に対して94.5%と見込みを5.5%下回りました。サービスごとにみてもほぼ同様の結果となっています。

■給付費の中期的推移



※「地域包括ケア見える化システム」のデータにより作成。

5 各種実態調査結果の概要

石巻市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定するにあたり、高齢者の生活状況や支援ニーズ及び石巻市の介護(予防)サービス提供事業者の現状や今後の展望などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的とし、以下の調査を実施しました。

※詳細は本編参照。

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

- | | |
|--|--------------|
| 1 主観的健康状態 | 2 幸福度 |
| 3 現在治療中または後遺症のある病気 | 4 運動器の機能低下 |
| 5 運動器の機能低下と主観的健康状態 | |
| 6 手段的日常生活動作 (IADL) | |
| 7 IADLと運動器の機能低下 | 8 地域活動への参加状況 |
| 9 市の認知症に関する取り組みの把握 | |
| 10 介護が必要となっても住み慣れた地域で生活するために最も重要と考えること | |

(2)在宅介護実態調査

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 施設等への入所・入居の検討状況 | 2 主な介護者の介護継続の見込み |
|-------------------|------------------|

(3)施設入所者調査

- | | |
|----------------|------------|
| 1 施設入所の理由 | 2 施設設備の満足度 |
| 3 施設職員の対応の満足度 | 4 不安に思うこと |
| 5 施設生活の総合的な満足度 | |

(4)介護サービス提供事業者調査

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1 従業員の職種別過不足状況 | 2 事業所運営の課題 |
| 3 介護人材確保・定着に必要な行政の支援 | 4 人材が定着するために必要なこと |

6 本市の課題

■生きがい創出と社会参加の促進

○高齢者の生きがいづくり支援

高齢者が生き生きと充実した生活を送れるよう、閉じこもり予防や心身の健康づくり、介護予防などの効果についても周知啓発しながら、コロナ禍で参加者が減少する前の状況に戻るよう、様々な高齢者の生きがいづくりの場や機会を支援していく必要があります。

○高齢者の社会参加の促進

老人クラブについては会員やクラブ数の減少などもみられることから、引き続き活動の周知や加入促進などに向けた広報活動などに取り組むとともに、働く高齢者の掘り起こしや就労の場の確保のマッチングなど、シルバー人材センターの機能充実及び高齢者の継続雇用並びに就労促進の支援が求められます。

■健康増進と介護予防の推進

○健康づくり事業の促進

生活習慣病の発症や重症化を予防するため、保健師・栄養士・歯科衛生士等との連携の下、健康づくり教室や健康相談会を開催し、高齢者本人の自発的な健康づくり、健康寿命の延伸を支援していく必要があります。

○介護予防・日常生活支援総合事業の推進

コロナ禍で事業が中止となり、参加する機会が失われたことから、フレイル（虚弱）状態に陥ったものを、コロナ禍以前の状況に戻るよう、個人に合わせた適切な指導を専門職の関与の下で行い、フレイル予防をさらに推進していく必要があります。

■生活支援の充実

○高齢者の生活支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、必要な生活支援サービスを充実させるとともに、介護や医療が必要な際には迅速に必要な措置を講じることができる体制を整備していく必要があります。

○高齢者権利擁護・虐待防止体制の充実

成年後見制度の利用を希望する市民が身近な地域で相談でき、必要な支援につながる体制づくりを進めるとともに、高齢者虐待防止に関する啓発や虐待事例の早期発見・早期対応を行う体制づくり、家族介護者への支援や相談体制の充実などが必要です。

○高齢者の居住環境の充実

高齢者が、住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、高齢者本人の生活環境や身体状況に応じた必要な居住環境整備を充実するとともに、高齢者世話付住宅での生活支援サービスを引き続き実施するほか、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等、高齢期の多様な住まいなどの選択肢についても情報提供等を行っていく必要があります。

■支え合いと連携の充実

○地域で支え合う体制の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域包括支援センターを起点とした相談支援や生活支援、介護予防、権利擁護等が円滑に機能するよう関係機関との連携を深めるとともに、安心安全な暮らしに向けた住民相互の支え合いをはじめ、地域に密着したサービスや体制づくりを進めていくことが求められます。

○認知症本人・家族への支援の充実

認知症に関する正しい知識の普及や周囲の理解、若年性認知症の人や介護者が相談しやすい体制づくりに努めるとともに、認知症の人やその家族の視点を重視した取組や地域で支える仕組みづくりが求められています。

○在宅医療・介護連携を図るための体制整備

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するための情報交換・共有の場の充実が必要です。

○生活支援サービスの体制整備

生活支援コーディネーターが中心となり、地域包括支援センターや関係機関との連携を強化するとともに、元気な高齢者自身も地域の担い手として活躍できる体制づくりを推進していく必要があります。

■介護サービス基盤の充実

○介護サービス基盤の整備・充実

要支援・要介護認定者や認知症高齢者の増加が見込まれていることから、希望する介護サービスを必要な時に利用できるよう、地域の実情に応じた基盤整備や事業者の参入促進を図っていく必要があります。

○介護サービス事業所の人材の確保・人材育成

要支援・要介護状態になる方が多い後期高齢者が増加する一方、生産年齢人口は減少することが予想されることから、必要な介護人材の確保に向けて、県や関係機関と連携し、より若い年代や元気な高齢者を対象に介護や福祉のイメージアップを図るとともに、介護現場における介護ロボットやICTの活用、外国人介護人材の採用をさらに進めていく必要があります。

○介護サービスの質の向上

安心して介護サービスを利用することができるよう、介護サービス事業者や関係機関と連携し、安心安全なサービスの提供に向けた情報共有や技術向上のための研修などに取り組むとともに、市民に分かりやすい情報開示や苦情処理対応を行うなど、適正な介護サービスの提供に向けた取組を進めていく必要があります。

○介護に取り組む家族等への支援の充実

高齢者のみの世帯や高齢者の一人暮らし世帯が増加する中で、いわゆる老老介護や認知症を抱えた高齢者による認知介護のほか、就学や就職、結婚などに影響を与えるヤングケアラーの問題など、様々な家族の形態による介護の実態を踏まえつつ、必要な家族介護者への支援を行っていく必要があります。

3 計画の基本的な考え方

1 基本理念

前章の現状及び将来推計を踏まえ、そこから導き出された諸課題に対応するため、本計画では高齢者自身が「生きがい」や「役割」を持って社会と関わり続けること、「自分らしく」心身ともに「健やか」にあり続けることを第一義として、住み慣れた地域や環境の中で「安心して暮らせる」よう、様々な人やサービス、関係機関が連携して地域包括ケアシステムをさらに充実させていくことが重要です。

こうしたことから、第8期の基本理念「共に支え合い、生きがいと役割を持って、健やかに安心して暮らせるまち」を継続しつつ、「石巻市総合計画」の将来像「ひとりひとりが多彩に煌めき共に歩むまち」を受け、本計画では、「生きがいと役割を持って、自分らしく、健やかに安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として設定します。

基本理念

生きがいと役割を持って、自分らしく、

健やかに安心して暮らせるまちづくり

2 基本方針

基本理念を実現するため、全施策の推進に通底する基本概念を「地域包括ケアシステムの充実」とし、その上で各分野が取り組む基本方針を次のとおりに設定しました。

基本方針1 生きがい創出と社会参加の促進

高齢者が地域社会の中で主体的に参加できる各種活動や、これまでの経験や知識を生かす就労機会を充実することで、生きがいと役割を持って活動することができる環境づくりを推進します。

基本方針2 健康増進と介護予防の推進

生活習慣の見直しや積極的な疾病予防対策を講じ、高齢者の健康づくりを進め、生活の質の維持・向上を推進するとともに、訪問・通所等の様々な場において各種介護予防の取組を充実し、高齢者の健康状態の改善・維持・重症化の予防を推進します。

基本方針3 生活支援の充実

高齢になっても住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、権利擁護・虐待防止対策や居住環境の充実を含めた生活支援サービスを身近な地域で提供する体制の整備を図ります。

基本方針4 認知症施策の推進

全ての高齢者が尊厳を保ちながら穏やかに暮らすことができるよう、認知症の方や家族に対する支援や見守り、手助けによって安心して過ごせる体制を整備します。

基本方針5 支え合いと連携の充実

必要なときに介護や医療、その他暮らしに関わるサービスが利用できるよう、地域包括支援センターを中心に関係機関や地域の担い手等が連携し、支え合う体制を整備します。

基本方針6 介護サービス基盤の充実

要介護状態となっても、尊厳が保持され、その有する能力に応じて住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスの充実を図るとともに、その担い手となる人材の確保等を含めた基盤の整備及び確保とサービスの質の向上に努めます。

3 SDGsとのつながり

1 「SDGs」とは

平成27年(2015年)9月の国連サミットで193か国の加盟国が全会一致で採択した、2030年までの開発目標で、17の目標などで構成されています。

「誰一人取り残さない」をスローガンに、現在も、そして子どもや孫の世代も、豊かな暮らしができ、発展していけるような社会を実現するために、世界全体で取り組んでいく目標です。

SDGs(エスディージーズ)は、
Sustainable(サステイナブル)
Development(ディベロップメント)
Goals(ゴールズ) } の略で日本語訳は
「持続可能な開発目標」です。

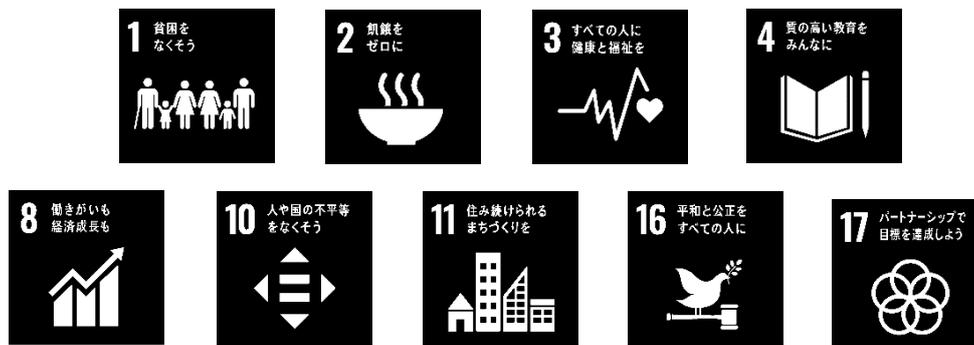
2 石巻市とSDGs

内閣府では、地方公共団体によるSDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた取組の提案を公募し、石巻市を含む全国の多くの自治体から提案がなされた中、令和2年7月に本市は「SDGs未来都市」に選定されました。

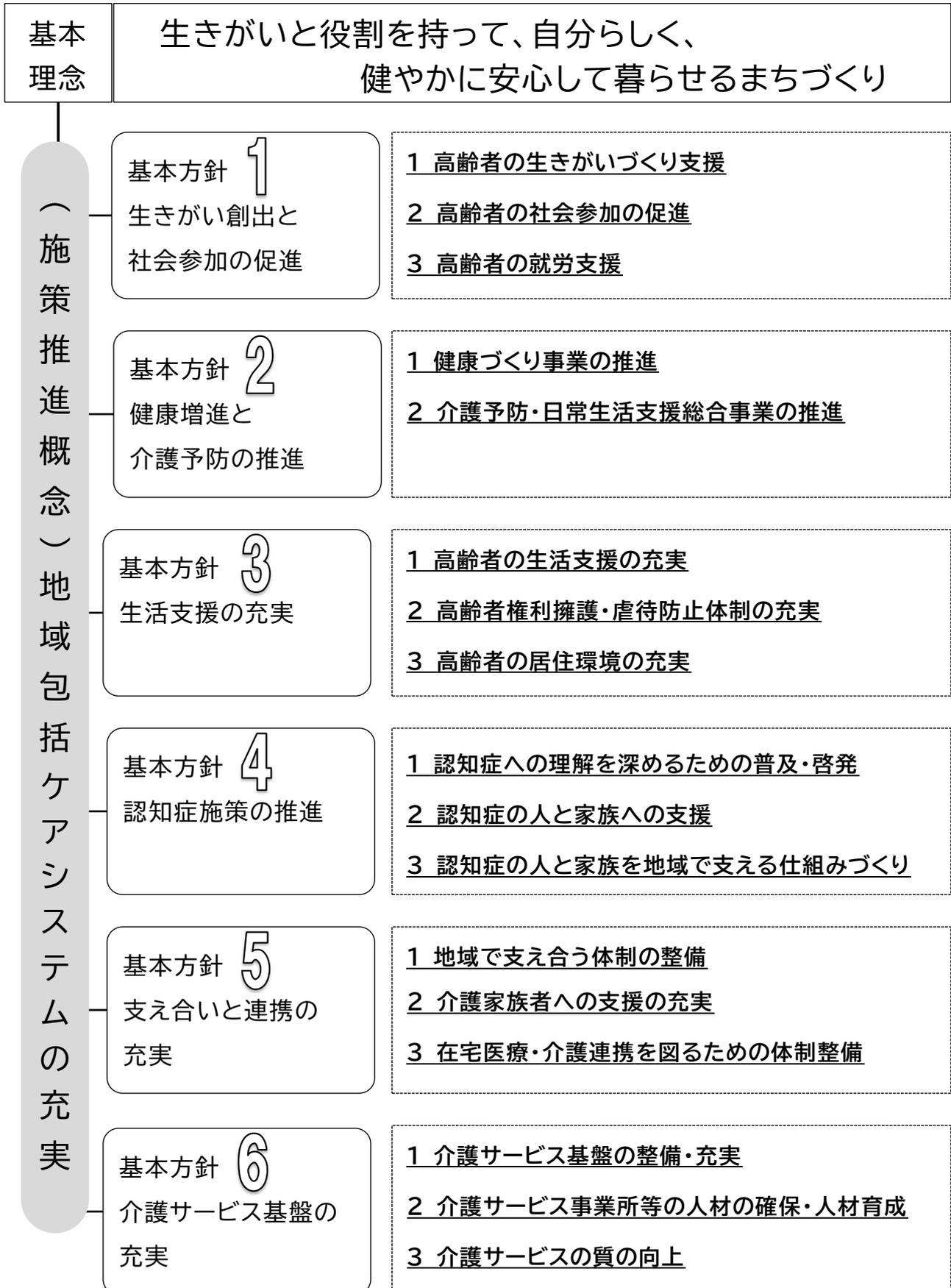
3 本計画とSDGsとのつながり

SDGsはグローバルな課題解決に向けて世界的に取り組むものですが、それを達成するには一人ひとりの行動、さらには自治体レベルでの取組が必要です。本計画の基本理念である「生きがいと役割を持って、自分らしく、健やかに安心して暮らせるまちづくり」を実現する施策を推進することは、SDGsが定める17の目標のうち次の目標達成に貢献することになります。

■本計画が目指すSDGsのゴール



4 施策体系



5 日常生活圏域の設定

(1) 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域において可能な限り生活を続けることができるよう、市内における地理的条件、人口、交通事情など、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域を設定して取り組むことが計画で求められています。

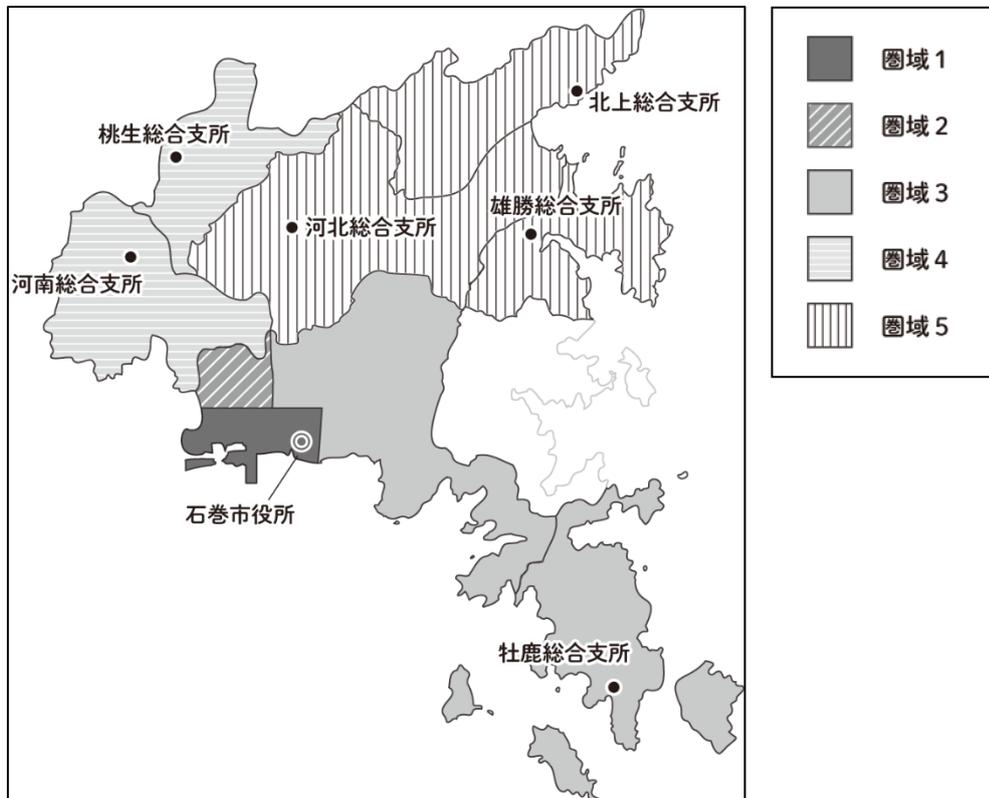
本市では、第7期計画から5圏域に設定しており、第9期計画においても引き続き以下の5圏域で介護保険サービスを展開します。

■圏域別高齢者人口

	高齢者数
圏域1(蛇田・稲井・湊・渡波・荻浜地区以外の石巻地区)	14,602人
圏域2(蛇田地区)	7,335人
圏域3(稲井・湊・渡波・荻浜地区・牡鹿地区)	10,538人
圏域4(河南地区・桃生地区)	8,833人
圏域5(河北地区・北上地区・雄勝地区)	5,559人

(住民基本台帳 令和5年9月末現在)

■日常生活圏域



(2) 圏域別の介護サービス基盤の状況

本市の介護サービス基盤状況は、施設・居住系サービス51か所、居宅系サービス185か所となっています。

各圏域間のサービス基盤格差縮小について、方策の検討に努めます。

■介護サービス基盤状況

(令和5年度末見込)

		圏域1	圏域2	圏域3	圏域4	圏域5	計
施設・居住系	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1	1	3	4	4	13
	地域密着型介護老人福祉施設		2		2		4
	介護老人保健施設	4		2	1		7
	認知症対応型共同生活介護	6	2	7	8	4	27
小計		11	5	12	15	8	51
居宅系	小規模多機能型居宅介護	2	3	1	3		9
	看護小規模多機能型居宅介護	1	1				2
	介護予防支援 (地域包括支援センター)	2	1	4	2	3	12
	居宅介護支援	9	1	10	12	5	37
	訪問介護(ホームヘルプ)	10	8	9	8	1	36
	訪問入浴介護	1	2		1		4
	訪問看護	6	2	1	1	1	11
	訪問リハビリテーション	1		1			2
	通所介護・地域密着型通所介護 (デイサービス)	22	9	17	11	7	66
	特定施設入居者生活介護	1		1			2
	短期入所生活介護※	1			2		3
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1					1
小計		57	27	44	40	17	185
合計		68	32	56	55	25	236

※短期入所生活介護は介護老人福祉施設でもサービス提供あり。

4 施策の展開

基本方針1 生きがい創出と社会参加の促進



1 高齢者の生きがいづくり支援

第9期では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前の状況に戻るよう、関係団体等と協議、連携し、必要な対策を講じた上で、高齢者の生きがいづくり事業やイベントを継続して実施し、事業に取り組んでいきます。

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1 高齢者の生きがいと創造の事業 | 2 高齢者スポーツ大会 |
| 3 敬老祝金支給事業 | |
| 4 老人福祉センター等運営事業 | |
| (1)老人福祉センター運営事業 | |
| (2)いきいきふれあい交流センター運営等事業 | |
| (3)老人憩の家管理等事業 | (4)高齢者生活福祉センター運営事業 |
| 5 生涯学習の推進 | |

2 高齢者の社会参加の促進

高齢者の社会参加の必要性を周知し、身近な社会参加の機会である老人クラブ活動への支援を充実し、各クラブの自主的な活動を支援し、積極的な地域活動への参加を促進していきます。

- | |
|---------------|
| 1 老人クラブ活動助成事業 |
|---------------|

3 高齢者の就労支援

高齢者が今まで生活してきた中で培ってきた能力や知識・経験を生かして働くことは、高齢者の生活の張りあいを維持する上で重視されることであり、また、高齢者の就労については、生活基盤づくりだけでなく、生きがいづくりや自立支援、介護予防・重度化防止という健康づくりの面を持つことから、ハローワーク石巻、石巻市シルバー人材センター等と連携し、高齢者の就労の場を確保、提供できるよう支援します。

- | | |
|--------------------|---------------|
| 1 高齢者仕事掘り起こし会議の設置 | (2)相談・連携体制の強化 |
| (1)就業機会の提供 | (4)事業の検証 |
| (3)高齢者雇用、就労の促進 | |
| 2 シルバー人材センター運営補助事業 | |

基本方針2 健康増進と介護予防の推進



1 健康づくり事業の推進

健康寿命の延伸のために、生活習慣病の発症・重症化予防が必要であり、保健師・栄養士・歯科衛生士等による多角的な支援に取り組みます。また、関係機関と連携し、市民が自主的に健康づくりに取り組めるよう支援します。

- 1 高齢者のための健康づくり事業
- 2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

かつては、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、一般介護予防事業や住民等地域における様々な主体の参画による多様なサービスを充実し、介護予防の普及啓発をはじめ、介護予防の取組を強化するとともに、効果的かつ効率的な支援体制を整備します。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1 介護予防普及啓発事業 | 2 介護予防把握事業 |
| 3 介護予防訪問指導事業 | 4 軽度生活援助訪問型サービス事業 |
| 5 機能訓練訪問事業 | 6 通所型サービス支援事業 |
| 7 通所型介護予防事業 | |
| (1)介護予防はつらつ元気教室 | (2)いきいき100歳体操普及事業 |
| (3)地域介護予防教室 | |
| 8 地域介護予防活動支援事業 | 9 地域リハビリテーション活動支援事業 |
| 10 デイサービス事業 | 11 「食」の自立支援事業 |
| 12 訪問型サービス事業 | 13 通所型サービス事業 |

基本方針3 生活支援の充実



1 高齢者の生活支援の充実

長期的には、最も見守りの必要性が高い一人暮らし高齢者世帯の増加が見込まれる中、引き続き、高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、高齢者の生活を支援するためのサービスの充実を図るとともに、より利用しやすいサービスの提供に努めます。

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1 一人暮らし高齢者等緊急通報システム事業 | 3 訪問理美容サービス事業 |
| 2 外出支援サービス事業 | 5 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 |
| 4 高齢者日常生活用具給付等事業 | 7 養護老人ホーム |
| 6 高齢者保護措置事業 | |

2 高齢者権利擁護・虐待防止体制の充実

虐待は、早期発見・早期対応が重要であることから、今後も、地域包括支援センターに配置する社会福祉士を中心として高齢者の権利を守るための体制を整備するとともに、関係機関と連携し、地域で見守る体制の充実を図ります。また、成年後見制度の周知と普及、総合相談センターの職員等の専門性の強化を図ります。

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 成年後見制度利用支援事業 | 2 高齢者虐待への組織的対応 |
| 3 高齢者虐待対応体制 | |

3 高齢者の居住環境の充実

住み慣れた自宅がより良い居住環境となるよう、一人一人の生活環境や身体状況に応じた居住環境の支援を行います。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1 住宅改修・福祉用具利用の支援 | 2 バリアフリー住宅普及促進事業 |
| 3 高齢者世話付住宅事業 | 4 有料老人ホーム等設置状況の把握 |

基本方針4 認知症施策の推進



1 認知症への理解を深めるための普及・啓発

認知症は誰もがなりうることから、認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために、認知症への理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていくことが必要です。そのため、認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」の養成や認知症講演会の開催、世界アルツハイマーデーや世界アルツハイマー月間の機会を捉え、認知症に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

1 認知症サポーターの養成

2 認知症講演会の開催

2 認知症の人と家族への支援

本市では、後期高齢者の増加に伴い認知症高齢者も増加することが見込まれます。このため、認知症初期集中支援チームの設置や認知症ケアパスの普及などにより早期診断・早期対応に向けた支援を行うとともに、認知症相談や認知症カフェなど、認知症の人やその家族に寄り添った支援を行っています。

1 認知症相談の実施

2 認知症カフェの開催

3 若年性認知症への対応

4 認知症初期集中支援推進事業の充実

5 認知症の早期発見・早期対応と支援

(1) 認知症簡易チェックサイト・チェックシートの活用

(2) 認知症ケアパスの普及・啓発

3 認知症の人と家族を地域で支える仕組みづくり

今後も、多くの人々が認知症を身近に感じ、正しい知識と対応方法を身につけることで、認知症の人やその家族が周囲の理解と協力の下、住み慣れた地域(なじみの環境の中)で生活を続けられる仕組みづくりを進めます。

1 認知症地域支援推進員活動の充実

2 認知症サポーターステップアップ養成講座

3 チームオレンジの取組

4 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業

基本方針5 支え合いと連携の充実

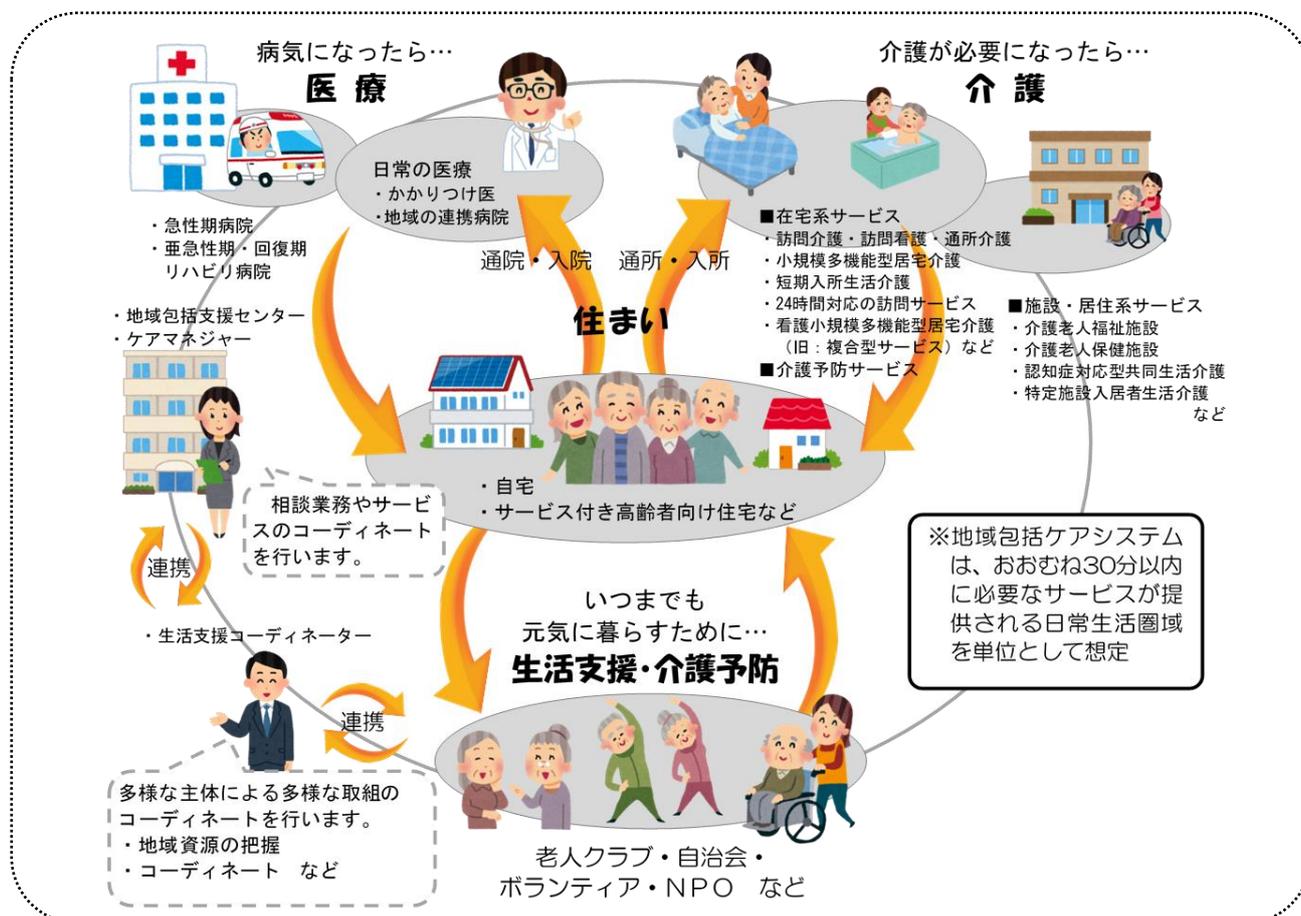


1 地域で支え合う体制の整備

本計画では、高齢者だけでなく障害のある方や子育て世代等も含めた地域共生社会の実現を視野に入れながら、地域包括支援センターを中核機関として地域包括ケアシステムの更なる充実を目指し、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組、医療・介護の連携の推進及び多様な生活支援・介護予防サービスの体制を整備します。

- 1 地域包括支援センターの運営
 - (1) 総合相談支援事業
 - (2) 権利擁護事業
 - (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
 - (4) 介護予防ケアマネジメント事業
- 2 地域ケア会議等の推進
- 3 相談体制の充実
- 4 避難行動要支援者対策
- 5 地域における互助活動の推進
- 6 地域住民やボランティア等による多様なサービスの提供
- 7 地域づくり支援事業

■地域包括ケアシステムのイメージ図



2 介護家族者への支援の充実

高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者世帯など最も見守りの必要性が高い世帯の増加と、それに伴ういわゆる「老老介護」、認知症高齢者が介護を行ういわゆる「認認介護」などは、社会全体の問題として取り組んでいく必要があります。また、介護をしながら働き続けることができる「介護離職ゼロ」への取組や若年介護者（ヤングケアラー）問題の実態把握なども求められています。

今後も、引き続き、介護者の身体的・精神的な不安や負担の軽減と介護される本人も安心して介護を受けられるよう支援を行います。

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| 1 住宅改修支援事業 | 2 高額介護サービス費貸付事業 |
| 3 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度 | |
| 4 家族介護慰労金支給事業 | 5 介護用品支給事業 |

3 在宅医療・介護連携を図るための体制整備

本市では、石巻市立病院や医師会などと連携し、在宅医療と在宅介護が切れ目なく提供される体制の構築に向けた取組を推進しています。

また、在宅医療と在宅介護の現状と課題を把握し検討を行うとともに、医療・介護関係者間の情報共有を支援しています。さらに、医療・介護関係者の連携支援のために市のホームページで情報提供を行っています。地域住民に対しては、出前講座の開催やパンフレットの配布などにより、在宅医療と介護の連携についての理解を促進していきます。

- | | |
|--------------------------|---------------|
| 1 地域の医療・介護の資源の把握 | |
| 2 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 | |
| 3 在宅医療・介護連携に関する相談支援 | 4 地域住民への普及・啓発 |
| 5 医療・介護関係者の情報共有の支援 | 6 医療・介護関係者の研修 |

基本方針6 介護サービス基盤の充実



1 介護サービス基盤の整備・充実

今後も、要支援・要介護認定者や認知症高齢者の増加が見込まれていることから、自身が希望するサービスを必要なときに利用できるよう、引き続き、サービスの充実を図る必要があります。

できるだけ住み慣れた地域で暮らせるよう、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備や認知症対応型共同生活介護の整備に努めます。

また、地域の実情に応じた基盤整備や事業者の参入促進を図り、施設への入所待機者の減少に努めます。

○介護サービス基盤整備の目標

区分	施設	整備数
令和7年度 整備	地域密着型介護老人福祉施設	1施設 定員 29 人
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1施設
	看護小規模多機能型居宅介護	1施設 定員 29 人
令和8年度 整備	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	1施設 3ユニット(27 人)
	小規模多機能型居宅介護	1施設 定員 29 人

○介護保険施設等整備状況

区分	第8期計画 (見込み)		第9期計画 整備目標数		第9期末見込	
	施設数 (か所)	定員数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)
介護老人福祉施設	17	962	1	29	18	991
うち地域密着型	4	116	1	29	5	145
介護老人保健施設	7	760	-	-	7	760
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	27	423	1	27	28	450
小規模多機能型居宅介護	9	261	1	29	10	290
看護小規模多機能型居宅介護	2	58	1	29	3	87
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1	-	1	-	2	-

2 介護サービス事業所等の人材の確保・人材育成

高齢化の進展により、今後も介護サービスの需要が多くなることが考えられますが、必要とされる介護サービスを提供するためには、介護人材の確保が重要となっています。

介護サービス事業所等では、介護人材の確保・定着が最重要課題としてあげられており、その解決策として介護職のイメージアップや処遇改善が必要とされています。

今後も、県や関係機関と連携し、より若い年代や元気な高齢者を対象とした介護や福祉のイメージアップを図るとともに、介護現場における介護ロボット及びICTの活用並びに外国人介護人材の採用を進めていきます。

また、介護職員の研修会や事業所と課題についての検討を行い、質の高いサービスを提供できるよう努めます。

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 介護・福祉の啓発 | (2)情報の発信 |
| (1)イベントへの支援 | 3 奨学金返還支援事業 |
| 2 介護職員研修の実施 | 4 介護サービス事業所との意見交換会の開催 |
| 4 介護サービス事業所との意見交換会の開催 | 5 ハローワーク石巻との連携 |
| 5 ハローワーク石巻との連携 | 6 国への要望 |
| 7 県や関係機関との連携 | |

3 介護サービスの質の向上

要支援・要介護認定者、認知症高齢者、一人暮らし高齢者等が増えている中、サービス需要も増加しており、個々の状態や生活環境により、様々なニーズにあった質の高いサービス提供が重要となっています。

高齢者やその家族が適切なサービスを自ら選択し、利用できるよう、介護サービスについての情報を提供するとともに、サービス事業所に対して指導・助言などを行っています。

今後も、パンフレットや市のホームページなどで介護サービスの情報提供を行うとともに、介護給付適正化の取組を進め、介護サービスの質の向上を図ります。

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| 1 制度の周知徹底 | 2 苦情処理 |
| 3 介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上 | |
| 4 介護サービス事業者の指導・監督 | 5 災害に対する備え |
| 6 感染症に対する備え | |
| 7 地域密着型サービス運営推進会議の運営支援 | |
| 8 情報開示とサービス評価体制の充実 | 9 事業者間の連携の支援 |
| 10 適正化事業の推進 | |
| (1)要介護認定調査結果の点検 | |
| (2)ケアプランの点検、福祉用具購入及び貸与・住宅改修の点検 | |
| (3)医療情報との突合 | |
| 11 離島介護対策事業 | |

5 介護保険事業の推進

1 介護サービス量の見込み

在宅での生活を継続するための居宅サービスや地域密着型サービスと自宅での介護が困難な人のための施設サービスを提供しています。

今後も、必要とするサービスを適切に受けられるように、サービス供給量の確保に努めます。

○介護予防サービス

(1か月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防訪問入浴介護	利用回数(回)	17	17	17
介護予防訪問看護	利用回数(回)	927	942	942
介護予防訪問リハビリテーション	利用回数(回)	964	974	974
介護予防居宅療養管理指導	利用人数(人)	91	92	92
介護予防通所リハビリテーション	利用人数(人)	342	349	349
介護予防短期入所生活介護	利用日数(日)	192	200	208
介護予防短期入所療養介護	利用日数(日)	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	利用人数(人)	10	10	10
介護予防福祉用具貸与	利用人数(人)	1,516	1,544	1,547
特定介護予防福祉用具購入	利用人数(人)	34	34	34
介護予防住宅改修	利用人数(人)	25	27	29
介護予防支援	利用人数(人)	1,747	1,764	1,777
介護予防認知症対応型通所介護	利用人数(人)	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用人数(人)	32	34	39
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用人数(人)	0	0	0

○居宅サービス

(1か月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	利用回数(回)	22,905	23,104	23,238
訪問入浴介護	利用回数(回)	992	1,006	1,014
訪問看護	利用回数(回)	4,946	4,965	4,972
訪問リハビリテーション	利用回数(回)	2,163	2,163	2,173
居宅療養管理指導	利用人数(人)	823	830	830
通所介護	利用回数(回)	12,860	12,970	13,056
通所リハビリテーション	利用回数(回)	2,438	2,445	2,467
短期入所生活介護	利用日数(日)	4,431	4,519	4,530
短期入所療養介護	利用日数(日)	178	186	186
特定施設入居者生活介護	利用人数(人)	85	85	85
福祉用具貸与	利用人数(人)	2,308	2,311	2,312
特定福祉用具購入	利用人数(人)	47	47	47
住宅改修費	利用人数(人)	25	26	27
居宅介護支援	利用人数(人)	3,208	3,247	3,258

○地域密着型サービス

(1か月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型通所介護	利用回数(回)	148	151	158
小規模多機能型居宅介護	利用人数(人)	192	192	216
認知症対応型共同生活介護	利用人数(人)	385	385	412
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用人数(人)	82	111	111
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用人数(人)	20	30	35
看護小規模多機能型居宅介護	利用人数(人)	56	85	85
地域密着型通所介護	利用回数(回)	5,221	5,253	5,286

○施設サービス

(1か月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	利用人数(人)	732	732	732
介護老人保健施設	利用人数(人)	709	709	709
介護医療院	利用人数(人)	1	1	1

2 介護保険事業に係る費用の見込み

各サービス量の見込みに基づいて給付費を算出した結果、第9期介護保険事業計画期間である令和6年度から令和8年度までの本市におけるサービス給付費見込額は、介護予防サービス給付費が約15億8千万円、居宅サービス給付費が約144億8千万円、地域密着型サービス給付費が約94億2千万円、施設サービス給付費が約151億6千万円となり、これらを合計した総給付費は、約406億3千万円となります。

3 第1号被保険者保険料の算定

(1) 保険料基準額

第9期計画期間である令和6年度から令和8年度までについて、本市におけるサービス給付費と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額及び審査支払手数料を合わせた標準給付費見込額、さらに、地域支援事業費見込額、調整交付金見込額等を反映させ保険料収納必要額を積算し、さらに所得段階別加入割合補正後被保険者数や保険料収納率から保険料基準月額を算出すると、以下のとおりになります。

○保険料基準額の推計

A	標準給付費見込額	43,486,298,343 円
B	地域支援事業費	3,148,826,894 円
C	第1号被保険者負担分(23%) (A+B)×23%	10,726,078,805 円
D	調整交付金相当額	2,290,921,456 円
E	調整交付金見込額	2,893,151,000 円
F	保健福祉事業費見込額	63,778,688 円
G	準備基金取崩額	830,000,000 円
H	保険料収納必要額 C+D-E+F-G	9,357,627,949 円
I	予定保険料収納率	99%
J	所得段階別加入割合補正後被保険者数	133,501 人
K	保険料見込額(年額)H÷I÷J	70,800 円
L	保険料見込額(月額)K÷12	5,900 円

※調整交付金見込額は、「地域包括ケア見える化システム・将来推計」による試算値です。

(2) 所得段階別保険料

第9期では、保険料の所得段階を13段階とし、それぞれの保険料額を以下のとおり定めます。

第9期介護保険事業計画(令和6～8年度)保険料基準額 = 5,900円(月額)

○所得段階別年額保険料

段階	対象者	対基準額割合	年額保険料
第1段階	○生活保護を受けている方 ○世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が市民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の方	0.285 (0.455)	20,170円 (32,210円)
第2段階	○世帯全員が市民税非課税かつ ○本人年金収入等が80万円超120万円以下の方	0.485 (0.685)	34,330円 (48,490円)
第3段階	○世帯全員が市民税非課税かつ ○本人年金収入等が120万円超の方	0.685 (0.69)	48,490円 (48,850円)
第4段階	○本人が市民税非課税の方(世帯内に市民税課税者がいる場合)かつ ○本人の年金収入等が80万円以下の方	0.90	63,720円
第5段階 (基準)	○本人が市民税非課税の方(世帯内に市民税課税者がいる場合)かつ ○本人の年金収入等が80万円超の方	1.00	70,800円 (基準額)
第6段階	○本人が市民税課税の方 (合計所得金額が120万円未満の場合)	1.20	84,960円
第7段階	○本人が市民税課税の方 (合計所得金額が120万円以上210万円未満の場合)	1.30	92,040円
第8段階	○本人が市民税課税の方 (合計所得金額が210万円以上320万円未満の場合)	1.50	106,200円
第9段階	○本人が市民税課税の方 (合計所得金額が320万円以上420万円未満の場合)	1.70	120,360円
第10段階	○本人が市民税課税の方 (合計所得金額が420万円以上520万円未満の場合)	1.90	134,520円
第11段階	○本人が市民税課税の方 (合計所得金額が520万円以上620万円未満の場合)	2.10	148,680円
第12段階	○本人が市民税課税の方 (合計所得金額が620万円以上720万円未満の場合)	2.30	162,840円
第13段階	○本人が市民税課税の方 (合計所得金額が720万円以上の場合)	2.40	169,920円

※第1段階～第3段階は公費による軽減強化を適用します。()内は軽減前の割合と金額です。

※10円未満の端数は切り捨て処理を行っています。

【概要版】

**石巻市高齢者福祉計画・
第9期介護保険事業計画**

【令和6年度～令和8年度】
令和6年3月

発行：石巻市
編集：石巻市保健福祉部介護福祉課

〒986-8501
宮城県石巻市穀町14番1号
TEL 0225-95-1111 FAX 0225-92-5791
ホームページ <https://www.city.ishinomaki.lg.jp/>